

看板類等が道路上空にはみ出す場合は、道路占用許可が必要です！！

道路や歩道上にのぼり旗・置き看板・商品などを置くことは、道路法、屋外広告物法、道路構造令により禁止されています。

この行為は、歩行者や車いす等で通行される方にとって大きな障害となり、重大な事故を引き起こす恐れがあります。

また、道路の景観を損ねることにもなります。

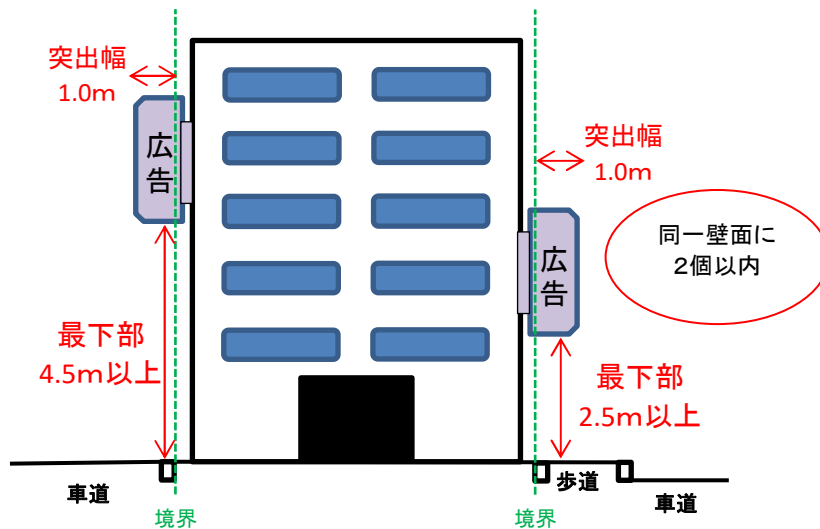
万一これらの物件が原因で事故等が発生した場合は、設置者の責任が問われる場合もありますので、直ちに是正されるようお願いいたします。

道路占用許可について

広告物を占用する場合は、道路占用許可申請が必要です。下記、許可基準に満たしているものが条件です。

提出書類等につきましては、八尾市都市整備部土木管財課にお問い合わせください。

●許可基準イメージ図



なお、看板の設置については、八尾市屋外広告物条例に基づく許可が必要となる場合がありますので、詳細については、都市整備部都市政策課まで確認をお願いします。

突出看板等の占用料について

表示面積 1㎡につき年間8,600円

道路区域内に突出する広告物のうち、表裏2面に表示している突出看板は、占用料の1/3減免いたします。

計算例)

5.6㎡の表裏2面の突出看板の占用料

占用面積 = $5.6\text{㎡} \times 2 = 11.2\text{㎡}$

占用料 = $8,600 \times 11.2\text{㎡} \times 2/3 = 64,213$

年間 64,300円/年

お問い合わせ
都市整備部土木管財課
電話: 072-924-8552